

令和5年4月から 広島県水道広域連合企業団 による水道サービスの提供が始まります。

※企業団移行に伴い、改めて手続きを行う必要はありません。
(裏面、水道企業団 Q&A をご参照ください。)



これまで三次市内では、三次市水道局が水道事業を運営してきました。水道事業は、人口の減少に伴い料金収入のもとになる給水量が減少していますが、一方で老朽化した施設の更新や耐震化への対応が必要であり、経営環境は厳しさを増しています。

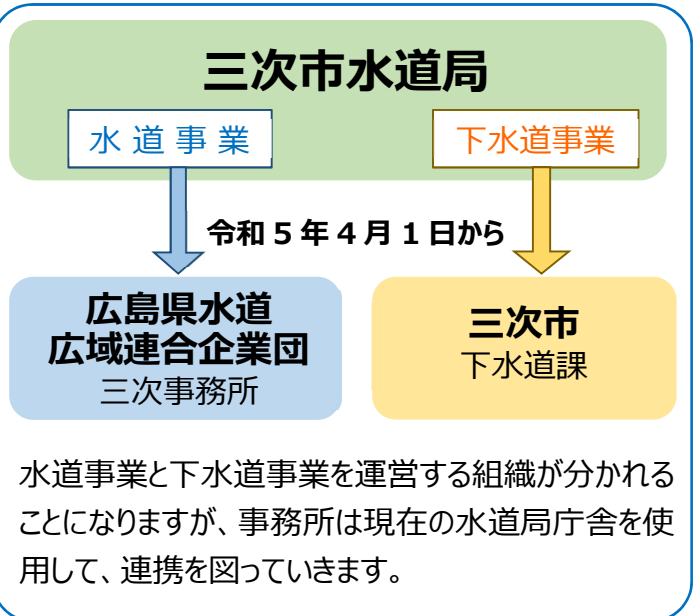
このような中、三次市は水道事業の経営基盤を強化し、より効率的・効果的に事業を行えるよう、広島県と14市町（三次市含む）で構成される広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」と表記します）に参画しました。

将来にわたって安全・安心な水を安定して皆さまにお届けするため、引き続き事業の効率化に努めてまいります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、現在三次市の上下水道をご使用中の方は、改めて手続きを行う必要はありません。

広島県と14市町の水道事業がひとつになり、**広島県水道広域連合企業団**になります。

※企業団は、特別地方公共団体です。



令和5年4月
水道企業団による**事業を開始**

水道に関する手続きやお問い合わせの窓口の場所、連絡先、営業時間はこれまでと変わりありません。

現在の三次市水道局庁舎1階に水道企業団三次事務所を設置します。住所や電話番号は現在の三次市水道課と変わりありません。また、現在各支所で行っている水道に関する業務は引き続き各支所で行います。

水道企業団 Q&A

Q. 何か手続きが必要なの？

A. 三次市水道局にお申し込みいただいていた内容がそのまま引き継がれますので、お客様に改めて手続きを行っていただく必要はありません。

現在口座振替払いやクレジットカード払いをご利用中のお客様についても、水道課と各関連機関との間で手続きを行いますので、これまでどおりのお支払い方法を継続してご利用いただけます。

Q. 下水道使用料の支払いはどうなるの？

A. 下水道はこれまでどおり三次市が運営します。ただし、下水道使用料の徴収事務については、水道企業団が受託し、水道料金とあわせて請求しますので、これまでどおり水道料金と一緒にお支払いいただきます。

Q. 水道料金は変わるの？

A. 水道料金は各市町の料金設定を引き継ぐことになっています。旧三次市の家事用に関しては以前から料金改定を予定していたとおり、令和 5 年 10 月使用分から料金が変わります。料金改定の詳しい内容は三次市ホームページに掲載しています。

Q. 三次事務所の職員体制は？緊急時の対応はどうなるの？

A. 水道企業団として事業開始から当分の間は、水道企業団三次事務所の職員は三次市からの派遣で対応します。災害や事故が起きた際は、三次市と水道企業団とで連携して対応していきます。

水道企業団のこれから



国交付金を活用して、水道施設を最適化し、災害などの危機に備えていきます。

- ・水需要に合わせた適切な施設の能力にすることで、将来かかる維持管理費を抑えます。
- ・地震対策、応急給水の充実を図り、施設の強靱化、バックアップ機能の強化を図ります。



将来にわたり安全・安心な水を安定して供給するため、一人ひとりの職員が技術を維持・向上できるように計画的に人材を育成します。



漏水を早期に発見するため、事業開始からスマートメーター（通信機能を持った水道メーター）の導入検討や実証実験を行い、段階的に導入します。

●水道企業団 三次事務所に関するお問い合わせ●

三次市水道局 水道課 営業係

広島県三次市三次町 5 0 1 番地

電話 0 8 2 4 - 6 2 - 4 8 4 3

F A X 0 8 2 4 - 6 2 - 8 1 1 1

E-mail suidou@city.miyoshi.hiroshima.jp

水道企業団に関する情報は広島県のホームページでご覧いただけます。



広島県企業局
企業団設立準備担当
(広島県ホームページ)